

# 北海道大学大学院生命科学院ソフトマター専攻 平成 30 年度入学者選抜要項

## I. 修士（博士前期）課程

### 1 一般選抜

募集人員	16名 (募集人員は、外国人留学生特別選抜による募集人員若干名を含む。)
出願資格	<p>(1) 大学を卒業した者（大学院入学の前までに卒業する見込みの者を含む。）</p> <p>(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により、学士の学位を授与された者（大学院入学の前までに授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者（大学院入学の前までに修了する見込みの者を含む。）</p> <p>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者（大学院入学の前までに修了する見込みの者を含む。）</p> <p>(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者（大学院入学の前までに修了する見込みの者を含む。）</p> <p>(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者（大学院入学の前までに授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（大学院入学の前までに修了する見込みの者を含む。）</p> <p>(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28. 2. 7 文部省告示第 5 号）</p> <p>(9) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、本学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者</p> <p>(10) 本学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの</p> <p>上記出願資格の(9)又は(10)のいずれかに該当する者は、願書を受理する前に出願資格に関する予備審査を行うので留意すること。</p>
選抜方法	<p>英語能力試験のスコア、口頭試問の結果及び成績証明書等の内容を総合的に判断して合格者を決定する。</p> <p>(1) 英語能力試験 平成 27 年 7 月以降に受験した TOEFL-iBT, TOEFL-PBT, TOEIC（公開テストのみ）のいずれかの試験結果を選考に使用する。</p> <p>(2) 口頭試問 2 種類の口頭試問：(A) 志望動機、研究意欲など一般的な質問、(B) 提出した研究要旨の説明及びその内容に関連した基礎的な知識・学力についての口頭試問、を行う。 * 「成績証明書」の内容によって、口頭試問において「(B) 提出した研究要旨の説明及びその内容に関連した基礎的な知識・学力」についての試問を免除することがある。（該当者には「受験票」送付時に通知する。）</p>

選抜日程 (秋季募集)	(1) 出願期間 平成 29 年 9 月 27 日(水) ～ 平成 29 年 10 月 2 日(月) (2) 試験日時 平成 29 年 10 月 24 日(火) ～ 平成 29 年 10 月 25 日(水) (3) 合格発表 平成 29 年 11 月 7 日(火) 16 時 30 分 (予定)
その他	(1) この入試に係る募集要項は 9 月上旬の公表を予定している。 (2) この入試による選抜の結果、合格者が募集人員に満たない場合、第二次募集を実施することがある。第二次募集の募集要項は 11 月の公表を予定している。 (3) 出願資格予備審査を必要とする者は下記期間内に出願書類を提出すること。 なお、出願資格予備審査にあたっては検定料を納付しないこと。 平成 29 年 9 月 13 日(水) ～ 平成 29 年 9 月 15 日(金)

## 2 外国人留学生特別選抜

募集人員	若干名
出願資格	次に掲げる全ての条件を満たす者 (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、又は外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者（大学院入学の前までに修了する見込みの者を含む。） (2) 入学試験を受験するために来日することが困難な外国人 (3) 入学後に主任として研究指導担当を希望する本学院担当専任教員（以下「受入教員」という。）の推薦書により能力・学力があると保証された者  ※ 事前に受入教員と必ずコンタクトをとり、受入内諾が得られた場合はインターネット出願に必要となるパスワードを受領すること。 また、受入教員に推薦書（様式任意）を作成してもらい、出願期間中に直接、大学院教育担当へ提出してもらうように依頼すること。
選抜方法	入学願書・履歴書、最終出身学校等の学業成績証明書、受入教員の推薦書等の出願書類の内容を総合して合格者を決定する。
選抜日程 (秋季募集)	(1) インターネットによる出願登録期間 平成 29 年 9 月 27 日(水) ～ 平成 29 年 10 月 2 日(月) (2) インターネット出願登録後の送付書類受領期限 平成 29 年 10 月 6 日(金) (3) 合格発表 平成 29 年 11 月 7 日(火) 16 時 30 分 (予定)
その他	(1) この入試に係る募集要項は 9 月上旬の公表を予定している。 (2) この入試による選抜の結果、合格者が募集人員に満たない場合、第二次募集を実施することがある。第二次募集の募集要項は 11 月の公表を予定している。

## II. 博士後期課程

### 1 一般選抜

募集人員	6名 (募集人員は、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜による募集人員若干名を含む。)
出願資格	<p>(1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(2) 外国の大学において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）</p> <p>① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>② 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>(8) 本学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの</p> <p>上記出願資格の(7)又は(8)のいずれかに該当する者は、願書を受理する前に出願資格に関する予備審査を行うので留意すること。</p>
選抜方法	口頭試問の成績及び出願書類の内容を総合して合格者を決定する。 口頭試問の出題範囲は出願時に提出された研究計画書及び任意提出の研究業績目録及び主たる研究論文とする。
選抜日程 (秋季募集)	(1) 出願期間 平成 29 年 9 月 27 日(水) ～ 平成 29 年 10 月 2 日(月) (2) 試験日時 平成 29 年 10 月 24 日(火) ～ 平成 29 年 10 月 25 日(水) (3) 合格発表 平成 29 年 11 月 7 日(火) 16 時 30 分 (予定)

その他	<p>(1) この入試に係る募集要項は9月上旬の公表を予定している。</p> <p>(2) この入試による選抜の結果、合格者が募集人員に満たない場合、第二次募集を実施することがある。第二次募集の募集要項は11月の公表を予定している。</p> <p>(3) 出願資格予備審査を必要とする者は下記期間内に出願書類を提出すること。          なお、出願資格予備審査にあたっては検定料を納付しないこと。          平成29年9月13日(水) ～ 平成29年9月15日(金)</p>
-----	--

## 2 社会人特別選抜

募集人員	若干名
出願資格	<p>次の各号の一に該当する者で、出願時において各種研究機関、教育機関、企業等に勤務している研究者・技術者等で、入学後も引き続きその身分を有する者</p> <p>(1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者</p> <p>(2) 外国の大学において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>(6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）</p> <p>① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>(8) 本学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの</p> <p>上記出願資格の(7)又は(8)のいずれかに該当する者は、願書を受理する前に出願資格に関する予備審査を行うので留意すること。</p>
選抜方法	<p>口頭試問の成績及び出願書類の内容を総合して合格者を決定する。</p> <p>口頭試問の出題範囲は出願時に提出された研究計画書及び任意提出の研究業績目録及び主たる研究論文とする。</p>

選抜日程 (秋季募集)	<p>(1) 出願期間 平成 29 年 9 月 27 日(水) ～ 平成 29 年 10 月 2 日(月)</p> <p>(2) 試験日時 平成 29 年 10 月 24 日(火) ～ 平成 29 年 10 月 25 日(水)</p> <p>(3) 合格発表 平成 29 年 11 月 7 日(火) 16 時 30 分 (予定)</p>
その他	<p>(1) この入試に係る募集要項は 9 月上旬の公表を予定している。</p> <p>(2) この入試による選抜の結果、合格者が募集人員に満たない場合、第二次募集を実施することがある。第二次募集の募集要項は 11 月の公表を予定している。</p> <p>(3) 出願資格予備審査を必要とする者は下記期間内に出願書類を提出すること。 なお、出願資格予備審査にあたっては検定料を納付しないこと。 平成 29 年 9 月 13 日(水) ～ 平成 29 年 9 月 15 日(金)</p>

### 3 外国人留学生特別選抜

募集人員	若干名
出願資格	<p>入学試験を受験するために来日することが困難な外国人で、かつ、入学後に主任として研究指導担当を希望する本学院担当専任教員（以下「受入教員」という。）の推薦書により能力・学力があると保証された者で、次のいずれかの出願資格を有する者</p> <p>(1) 外国の大学において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(2) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(3) 外国の学校又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者（大学院入学の前までに学位を授与される見込みの者を含む。）</p> <p>(4) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第 118 号） 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者</p> <p>(5) 本学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、大学院入学の日までに 24 歳に達したもの</p> <p>上記出願資格の(4)又は(5)のいずれかに該当する者は、願書を受領する前に出願資格に関する予備審査を行うので留意すること。</p> <p>※ 事前に受入教員と必ずコンタクトをとり、受入内諾が得られた場合はインターネット出願に必要となるパスワードを受領すること。 また、受入教員に推薦書（様式任意）を作成してもらい、出願期間中に直接、大学院教育担当へ提出してもらうように依頼すること。</p>
選抜方法	入学願書・履歴書、最終出身学校等の学業成績証明書、受入教員の推薦書等の出願書類の内容を総合して合格者を決定する。

<p>選抜日程 (秋季募集)</p>	<p>(1) インターネットによる出願登録期間 平成 29 年 9 月 27 日(水) ～ 平成 29 年 10 月 2 日(月)</p> <p>(2) インターネット出願登録後の送付書類受領期限 平成 29 年 10 月 6 日(金)</p> <p>(3) 合格発表 平成 29 年 11 月 7 日(火) 16 時 30 分 (予定)</p>
<p>その他</p>	<p>(1) この入試に係る募集要項は 9 月上旬の公表を予定している。</p> <p>(2) この入試による選抜の結果、合格者が募集人員に満たない場合、第二次募集を実施することがある。第二次募集の募集要項は 11 月の公表を予定している。</p> <p>(3) 出願資格予備審査を必要とする者は下記期間内に書類を提出すること。 なお、出願資格予備審査にあたっては検定料を納付しないこと。 平成 29 年 9 月 13 日(水) ～ 平成 29 年 9 月 15 日(金)</p>